

【新型コロナウイルス感染症に関する当院の対応 ver.2】

(2020年11月24日更新)

・インフルエンザの流行期に備え、令和2年11月から、身近な医療機関で、発熱等の相談・受診・検査ができる新たな体制に移行となりました。

栃木県の体制は[こちら](#)

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/kennsairyoutaisei.html>

・当院でも、「発熱」患者さんの診療を例年通り行っておりますが、本年は、車内や個室を利用するなどの空間隔離で対応しています（小児科はこの限りではありません）。

引き続き以下の対応も行っておりますので、ご理解とご協力を頂きますようお願いいたします。

下記に該当される場合は、受診をされる前に、当院へ「電話」相談を頂きますようお願い致します。

① 1週間以内の37.5℃以上の発熱

② 2週間以内に

— 海外渡航歴がある（一時帰国も含む）

— 県外往来がある

— 新型コロナウイルス感染と診断された（疑い含む）

③ ①や②の方が同居家族にいる、①や②の方との接触、またはその可能性がある

「発熱」の他、強い咳や息苦しさ（呼吸困難）などがある場合：

当院「電話」または[栃木県コールセンターTEL 0570-052-092（24時間対応）](#)において、診療に適切な医療機関をお知らせします

新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスの検査について：

検査の可否は医師の判断となります

当院に通院されています慢性疾患（高血圧、糖尿病、喘息、慢性胃炎など）の方の定期薬について：

ご希望があれば、電話による診療（電話再診）を利用して、定期薬を処方することが可能です。

感染流行期は、特にしっかりと持病を管理することが大切です。詳しくはお問い合わせください。

#感染対策の整備について：

- ・「発熱」患者さんの空間隔離（小児科はこの限りではありません）
- ・平時以上の、
 - 職員手指および院内備品などの消毒の徹底
 - 頻回な換気、空間除菌・清浄機稼働の実施
 - 職員の健康管理・マスク着用での勤務